応　札　仕　様　書

令和　　年　　月　　日

徳島県知事殿

住所

商号

代表者役職・氏名

担当者名

電話番号

ファクシミリ

　　　　　　　E-mail

｢クビアカツヤカミキリの防除対策等の実証に係る薬剤散布委託業務｣の入札については、次の仕様で応札します。

１．委託業務名

　　クビアカツヤカミキリの防除対策等の実証に係る薬剤散布委託業務

２．業務内容

（１）防除箇所、防除方法等に関する詳細な打合せ

　　　実施前１回、その他都度連絡を取り合い円滑な実施に努めること

（２）防除業務計画書作成及び防除業務報告書の作成

（３）防除業務に係る安全確保並びに散布作業の実施、管理

３．薬剤散布対象

　対象地域：指定する鳴門市、阿波市、板野町、上板町のモモ等園地

　樹園地数：261園地程度

　対象本数：モモ等5,290本程度

 ※あくまでも予定数であり、実際の数量は上回るあるいは下回ることがある。

防除対象区域の詳細は非公表のため、みどり戦略推進課にて、樹園地の一覧等の資料を提供する。

また、資料は複製厳禁とし、入札への参加・不参加に関わらず、みどり戦略推進課へ入札までに返還すること。

４．委託期間

　　契約締結日から令和７年１２月２６日（金）まで

５．薬剤散布の期間

　　令和７年８月２５日（月）から９月３０日（火）まで

６．薬剤散布の方法

（１）使用薬剤、希釈倍率及び散布量

　　アクセルフロアブル　200倍　10㍑/本（基本散布量）

　　（農林水産省登録第22461号）

展着剤を加用のこと。

（２）散布方法

樹幹部にまんべんなく均一に、所定量を散布すること。

周辺への飛散防止のため、液滴が粗く吐出量の多いノズルを使用すること。

７．留意事項

（１）業務の過程で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

（２）安全に業務実施を遂行するため、事前に散布場所の周辺住民に対して周知すること。

（３）防除の実施にあたっては、園地地図とともに園地に置く現地確認表で対象園地であることを確認すること。

（４）アクセルフロアブルの樹幹散布での登録作物はモモ類・すもものみのため、ドリフトや誤散布に注意すること。

（５）薬剤散布後は現地確認表にチェックを入れ生産者が散布済みであることが分かるようにすること。実際の本数と計画が異なる場合は、現地確認表に記載のうえ防除業務報告書（様式１－３）に記載のこと。

（６）薬剤散布に必要な燃料、薬剤、水、その他などは受託者が確保すること。

（７）生産園地でない場合等で散布作業が困難な場合には、委託者と協議すること。

（８）民家、農作物、魚類等に対する危害並びに被害の防止に万全を期すること。

（９）近隣に通学路がある場合には、通学時間帯は散布を控えること。

（10）散布中は、関係者以外の樹園地への立ち入りを禁ずること。

（11）霧時、降雨直後、降雨が予想される場合並びに強風時は、散布しないこと。

（12）雨風等により、防除の期間内に散布作業の完了が困難な場合は、委託者と協議すること。

（13）散布器具等の薬剤の洗浄にあたっては、洗浄した水が河川等に流出しないよう、適切な場所で実施すること。

（14）薬剤の空容器等は、確実に回収し、適切に処分すること。

（15）散布作業に伴う、薬液の飛散、器物損壊等の苦情については、受託者の責で対応すること。

（16）業務の実施にあたっては、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は、受託者においてその責を負うこと。

（17）業務に使用するパソコン、記録媒体については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう、受託者において、厳重に管理すること。また、コンピュータウイルスへの感染がないよう、ウイルスチェックソフト等の必要な措置を受託者において実施すること。なお、契約期間が満了した後は、ハードディスク等のデータ等は完全に消去することとし、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに委託者に連絡すること。

（18）受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書の記載のない細部事項については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

（19）本業務の遂行にあたり、再委託は原則として禁止する。ただし、技術面等において、再委託により業務を補完し得るものについては、委託者に事前の承認を得た上で実施を認めるものとする。

（20）当該委託業務の経費の使途を示す会計関係帳簿類を備えておくこととし、委託業務完了後５年間保存すること。

８．業務完了後の提出書類

（１）委託業務完了報告書

（２）防除業務報告書　（様式１－３）

（３）写真帳

　　　　園地ごとに散布中の写真を撮ること。